



「一般寄附」と 「企業版ふるさと納税」

「企業寄附」

違いについて詳しく御説明します！

税の控除は？受けられる群馬県からの御礼は？

Be:GM事務局が解説！



一般寄附

企業が社会貢献や公益目的で、金銭・物品・サービスなどを非営利団体や自治体に提供すること

群馬県内に本社がある企業
群馬県外に本社がある企業

企業版ふるさと納税

企業が地方自治体の「地方創生事業」に寄附することで、法人住民税・法人事業税・法人税の控除を受けられる制度

群馬県外に本社がある企業

例えれば、100万円寄附した場合

- ・損金算入効果：約3割※
- ・税額控除：ありません

= 約3割の軽減効果

100万円 - 約30万円 ≈ 約70万円
実質、約70万円の自己負担

寄附額の全額が損金算入

- ・損金算入効果：約3割※
- ・税額控除：
 - 最大6割（法人関係税から控除）
 - 法人住民税：寄附額の40%（上限あり）
 - 法人事業税：寄附額の20%（上限あり）
 - 法人税：住民税で4割に達しない場合、残額を補填。ただし寄附額の1割まで（法人税額の5%が上限）

= 最大約9割の軽減効果

100万円 - 約90万円 ≈ 約10万円
実質、約10万円の自己負担

対象

税制

県からの御礼

※損金算入効果は、資本金及び所得金額により異なります。

同じ御礼をさせていただきます

- ・御寄附いただいた企業について、教育委員会及び知事戦略部戦略企画課のHPで御紹介します。
- ・広報物（HP・チラシ・ポスター）に、企業様のロゴを掲載します。
- ・100万円以上の御寄附には教育委員会から感謝状を贈呈します。
- ・企業様のお名前やロゴを入れたポスター等を作成し、群馬県内の高校生・保護者に広報します。
- ・留学生が参加する事前研修、成果発表会へ御招待します。
- ・貴社のCSR活動紹介に「Be:GM」ロゴマークを使用していただけます。
- ・留学生には、貴社からの寄附により留学できることをしっかりと伝えます。



※広報物イメージ

